地方消費税率引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の 増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度黒松内町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源分)

25,203 千円

569,516 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区分	事業名	平成29年度事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	一般財源	地方消費税交付金 (社会保障財源分)
社会福祉	障害者福祉事業	142, 085	104, 276	37, 809	1, 673
	高齢者福祉事業	105, 714	49, 507	56, 207	2, 487
	児 童 福 祉 事 業	114, 781	81, 101	33, 680	1, 490
	母子福祉事業	21, 728	15, 834	5, 894	261
	小 計	384, 308	250, 718	133, 590	5, 912
社会保険	国民健康保険事業	52, 511	14, 489	38, 022	1,683
	後期高齢者医療事業	20, 630	13, 731	6, 899	305
	小 計	73, 141	28, 220	44, 921	1, 988
保健衛生	高齢者等医療事業	47, 102	0	47, 102	2, 084
	診療所事業	333, 923	0	333, 923	14, 777
	疾病予防対策事業	11, 890	1, 910	9, 980	442
	小 計	392, 915	1, 910	391, 005	17, 303
合	計	850, 364	280, 848	569, 516	25, 203

[※]各事業の地方消費税交付金(社会保障財源分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分